

全員協議会会議録

開会前発言	2
1 開 会	2
2 あいさつ	2
3 議 題	3
(1) 議会の構成について	3
① 常任委員の選任について	3
② 議会運営委員の選任について	3
③ 塩谷広域行政組合議会議員の選出について	3
④ 各種委員の選出について	3
⑤ 特別委員会の設置について	3
(2) 提出議案について	4
① 議案第1号 監査委員の選任同意について	4
(3) 協議事項について	5
① 会期、会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて	5
(4) 報告事項について	6
① 報告第1号 市長の専決処分事項報告について 専決第2号 矢板市 市税条例の一部を改正する条例	6
② 報告第2号 市長の専決処分事項報告について 専決第3号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例	6
③ 報告第3号 市長の専決処分事項報告について 専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	6
④ 報告第4号 市長の専決処分事項報告について 専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について	8
⑤ 旧矢板市きずな館の公売結果について	9
⑥ その他	10
3 議 題（再掲）	11
(1) 議会の構成について（再掲）	11
④ 各種委員の選出について（再掲）	11
⑤ 特別委員会の設置について（再掲）	11
4 その他	13
5 閉会	13

日 時 令和7年5月19日(月) 午前10時06分～午後3時26分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員 14 人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 柿 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- | | |
|-----------------------|---------|
| ① 市長 | 森 島 武 芳 |
| ② 副市長 | 印 南 洋 之 |
| ③ 教育長 | 伊 藤 由 悟 |
| ④ 総合政策部長兼総合政策課長 | 村 上 治 良 |
| ⑤ 秘書広報課長 | 杉 山 太 郎 |
| ⑥ 総務部長 | 高 橋 弘 一 |
| ⑦ 総務人事課長 | 佐 藤 賢 一 |
| ⑧ 財政課長 | 矢 板 洋 子 |
| ⑨ 税務課長 | 高 久 聡 子 |
| ⑩ 健康福祉部長 | 高 橋 理 子 |
| ⑪ こども課長 | 斎 藤 敦 子 |
| ⑫ 市民生活部長兼危機管理監兼生活環境課長 | 柳 田 豊 |
| ⑬ 経済部長兼商工観光課長 | 山 口 武 |
| ⑭ 建設部長 | 和 田 理 男 |
| ⑮ 教育部長兼教育総務課長 | 佐 藤 裕 司 |
| ⑯ 上下水道事務所長兼水道課長 | 柳 田 恭 子 |

【 議会事務局 】

- | | |
|--------|---------|
| ① 事務局長 | 星 哲 也 |
| ② 副主幹 | 粕 谷 嘉 彦 |
| ③ 主査 | 手 塚 紀 寿 |

開会前発言

○議長（佐貫 薫） 皆様おはようございます。

開会前ではありますが、5月1日付けで新たに副市長に就任をされました印南洋之副市長から発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

○副市長（印南洋之） この度、5月1日付けをもちまして就任いたしました印南でございます。微力ではございますが、森島市長を補佐し、郷土発展のため、全力を尽くす所存でございますので、議員皆様方の御指導・御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます

1 開 会

○議長 おはようございます。 (10:06)

生涯学習課長から、会議を欠席する旨の届があります。

ただいまから、全員協議会を開会いたします。

初めに、市長から御挨拶があります。

2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日、令和7年矢板市議会定例会第403回随時会議を開催いただきまして誠にありがとうございます。今回の随時会議は、常任委員及び議会運営委員の選任並びに塩谷広域行政組合議会議員の選出など、重要な審議事項がございます。

また、今回市当局から提出をいたします案件は、報告事項4件及び人事案件1件の計5件でございます。提出議案及び各報告事項につきましては、所管の

部課長から説明いたしますが、議案第1号 監査委員の選任同意につきましては、議員のうちから選任することとなっておりますので、議会に御一任申し上げたく、本日は白紙提出となっておりますことを申し添えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、各報告事項につきましても、よろしく御協議くださいますようお願いを申し上げます。御挨拶といたします。

3 議 題

(1) 議会の構成について

- ① 常任委員の選任について
 - ② 議会運営委員の選任について
 - ③ 塩谷広域行政組合議会議員の選出について
 - ④ 各種委員の選出について
 - ⑤ 特別委員会の設置について
-

○議長 それでは、3議題、(1)議会の構成について説明を求めます。

○議会運営委員長（石井侑男） 御報告申し上げます。

去る5月13日午前10時から第2委員会室において、議会運営委員会を開催し、議会の構成の取扱い等について協議いたしました結果について、御報告いたします。

議会の構成の①常任委員の選任について、②議会運営委員の選任について、③塩谷広域行政組合議会議員の選出について、④各種委員の選任について、⑤特別委員会の設置については、任期満了に伴い、新たに選任又は選出する必要がございます。本日の会議において、選出・選任いただきたく、議員各位の御協力を得ながら進めてまいりたいと思います。

なお、詳細につきましては、事務局に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局長（星 哲也） 御説明いたします。

①から③の常任委員及び議会運営委員の選任、また、塩谷広域行政組合議員の選出につきましては、本会議において議長から指名をしていただくことになります。決定しましたら本会議を一旦休憩いたしまして、各常任委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いすることになります。

次に、④、⑤につきましては、本会議閉会后、全員協議会において議長から指名をすることになります。会議を休憩して、正副委員長の互選をしていただくことは、常任委員の選任と同様でございます。

以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

（2）提出議案について

① 議案第1号 監査委員の選任同意について

○議長 次に、（2）提出議案について、①について説明を求めます。

○総務部長（高橋弘一） おはようございます。

それでは、議案第1号について御説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 監査委員の選任同意について。本市監査委員として、下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。この議案につきまして

は、先ほどの市長の挨拶にもございましたように、議員のうちから選任することとなっております。議会に御一任いたしますことから、白紙で提出させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(3) 協議事項について

① 会期、会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 (3)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長 ①会期、会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議申し上げます。

令和7年矢板市議会定例会の議会運営については、去る5月13日午前10時から、第2委員会室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。通年議会の実施により、会期については、本日から令和8年4月30日までの347日間とし、第403回随時会議の会議期間については、本日1日限りと決定いたしました。議事日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。議案の取扱いにつきましては、会議規則第37条第2項の規定により、常任委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思います。また、本議案は人事案件でありますので、委員会付託省略に加え、質疑・討論についても省略をお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願いいたしまして、報告いたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、議会運営委員長説明のとおり御協力をお願いいたします。

(4) 報告事項について

-
- ① 報告第1号 市長の専決処分事項報告について 専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例
 - ② 報告第2号 市長の専決処分事項報告について 専決第3号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例
 - ③ 報告第3号 市長の専決処分事項報告について 専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
-

○議長 (4)報告事項について、①から③までについて一括説明を求めます。

○税務課長(高久聡子) それでは、報告第1号、報告第2号及び報告第3号について御説明いたします。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号につきましては、市長の専決処分事項報告についてございまして、専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例、専決第3号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例、専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

令和7年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、4月1日から施行されるものの改正でございまして、改正の概要につきましては、3月の全員協議会において御報告申し上げたところでございます。

報告事項の1ページを御覧ください。報告第1号 市長の専決処分事項報告について及び2ページ、専決第2号、専決処分書につきましては、朗読を省略

させていただきますして、3 ページの矢板市市税条例の一部を改正する条例について改正内容の説明をさせていただきます。

主な改正について申し上げます。初めに6 ページ、第 82 条は総排気量 125 c c 以下で、最高出力を 4 キロワット以下に制御したバイクに係る軽自動車種別割の税率を年額 2,000 円とする改正。次に8 ページ、第 89 条第 2 項第 5 号は、軽自動車種別割の標準税率の区分の見直しに伴う、減免申請書の記載事項に係る規定の整備でございます。

続きまして第 90 条、身体障害者等に対する種別割の減免について。道路交通法の改正に伴い、個人番号カードと一体化した運転免許証、いわゆるマイナ免許証の運用開始に伴う、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規程等を整備する改正でございます。

次に 13 ページ、附則第 8 条の 3 は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例をできることと、適用期限を令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年延長するものでございます。

そのほかの改正につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に合わせた引用条文の項ずれと、用語の整理等の改正となっております。施行期日、経過措置につきましては 14 ページ附則に記載のとおりでございます。

続きまして、15 ページになります。報告第 2 号 市長の専決処分事項報告について、16 ページ専決第 3 号、専決処分書につきましては、朗読を省略させていただきますして、次のページ、矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例について、改正内容の説明をさせていただきます。

この改正は、法附則第 15 条各項の引用条文の項ずれに伴う改正と番号利用

法改正に伴う改正でございます。施行期日、経過措置につきましては、19 ページに記載のとおりでございます。

続きまして 20 ページになります。報告第 3 号 市長の専決処分事項報告について、21 ページ専決第 4 号、専決処分書につきましては、朗読を省略させていただきますまして、次のページ矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、改正内容の説明をさせていただきます。この改正は、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る限度額を 66 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を 26 万円にするものであります。軽減判定所得について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を算定する際、被保険者の数に乗すべき金額を 30 万 5,000 円に、2 割軽減では 56 万円にするものであります。施行期日、適用区分につきましては、25 ページの記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 報告第 4 号 市長の専決処分事項報告について 専決第 1 号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○こども課長（斎藤敦子） 報告事項 26 ページ、報告第 4 号 市長の専決処分事項について御報告いたします。

この件につきましては、本年 1 月に宅地内駐車場に駐車しようとした際に、ブレーキとアクセルを踏み間違えてフェンスに衝突し、フェンスの一部を損傷

した車両事故につきまして、事故の相手方と和解となりましたので、法の定めるところにより報告するものであります。

それでは、報告事項 27 ページ専決第 1 号、専決処分書を御覧ください。専決の日は令和 7 年 2 月 25 日でございます。事故の発生日は、令和 7 年 1 月 23 日、場所は矢板市木幡 2545 番地 6 の相手方の宅地内駐車場です。損害賠償額は 29 万 2,380 円、和解の条件、相手方につきましては記載のとおりでございます。

報告は以上です。

○議長 説明終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 旧矢板市きずな館の公売結果について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○財政課長(矢板 洋) 旧矢板市きずな館の公売結果について御報告いたします。

このことにつきましては、3 月の全員協議会で旧矢板市きずな館の販売について報告させていただいたところですが、4 月 28 日に一般競争入札を実施した結果、落札者が決定しましたので御報告いたします。

入札につきましては、土地・建物の一体販売としまして、不動産鑑定評価により、最低売却価格を 2,706 万円として実施したところ、法人 2 社から応札がありました。入札の結果としましては、落札金額 3,751 万 1,000 円でございます。買い取り後は法人の事務所として利用する予定となっております。落札者につきましては、現在のところは優先交渉権者という立場にありまして、相

手方の意向によりまして社名のほうはこの場では伏せさせていただきますが、売買契約の締結に向けて契約に関する協議等を滞りなく進めております。

なお、契約締結後には、相手方の社名等をホームページで公表する予定でございます。また、本物件につきましては、当初は建物解体後に土地を売却する方向で解体工事にかかる費用を 3,190 万円と見込みまして、売却益をマイナス 800 万円ということで試算しておりましたが、今回、土地・建物を一体販売したことで落札金額がそのまま売却益となりました。

説明は以上でございます。

○議長 説明終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ その他

○議長 次に、⑥その他に入ります。

議員各位及び市当局から何かありませんか。

○議会事務局長 御報告いたします。

議会運営委員会において協議いただいたことについて御報告申し上げます。

2点ございます。まず1点目、本日の本会議において議長・副議長の選挙があった場合に、その前に発言の申し出があった場合には、許可することで了解されました。

2点目、全員協議会に関することでございます。本日の全員協議会は、ここで一旦休憩となりますけれども、本会議終了後に再開する全員協議会におきましては、議会に関わることでございますので、執行部は退席することで了解されました。

以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。ここで、暫時休憩をいたします。 (10:24)

休憩中に本会議開催 (10:30～15:02)

議長辞職に伴い議長選挙を実施 など

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (15:03)

3 議 題 (再掲)

(1) 議会の構成について (再掲)

④ 各種委員の選出について (再掲)

○議長 (宮本莊山) 3 議題、(1)議会の構成について、④各種委員の選出についてを議題といたします。

④各種委員の選出については、別紙配付のとおり、議長から指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 御異議なしと認めます。

したがって、④各種委員については、指名のとおり決定いたしました。

⑤ 特別委員会の設置について (再掲)

○議長 次に、⑤特別委員会の設置についてを議題といたします。

特別委員会については、別紙配付のとおり、議長から指名したいと思います

が、御異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 御異議なしと認めます。

したがって、⑤特別委員会の委員については、指名のとおり決定いたしました。

委員長互選のため、暫時休憩いたします。(15:06)

休憩中に任意の特別委員会の正副委員長互選

①議会報告会運営委員会 ②議会改革推進特別委員会 ③議会広報広聴委員会

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。(15:25)

休憩中に各種特別委員会が開催され、委員長の互選が行われました。その結果報告書が議長に提出されております。事務局長より朗読させます。

○事務局長 朗読いたします。

議会報告会運営委員会委員長に、2番 榊真衣子議員、副委員長に1番 渡邊英子議員。

議会改革推進特別委員会委員長に、14番 佐貫薫議員、副委員長に6番 石塚政行議員。

議会広報広聴委員会委員長に、13番 伊藤幹夫議員、副委員長に10番 高瀬由子議員。

以上のとおりでございます。

○議長 事務局長の朗読のとおりであります。

各委員は、円滑な委員会運営に御協力をお願いいたします。

4 その他

○議長 次に、4 その他に入ります。

議員各位及び市当局から何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。 (15:26)

令和 年 月 日

議長